



ルールを守って楽しもう!

まんがで学ぶ



著作権

一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会 監修



はじめに

みなさんは「著作権」という言葉を知っていますか？

「著作権」とは、作品をつくった人に与えられるもので、文章や絵、音楽などの作品をつくった人だけが、つくったものの使い方を決められる権利のことです。

とくべつな手続きをしなくても作品をつくと自然に発生するので、じつはみなさんが描いた絵や、書いた文章なども著作権で守られています。

また、みなさんがいつも楽しんでいる

まんがや小説、テレビ番組や動画、絵、音楽にも著作権があります。

わたしたちの生活のなかには、たくさん「著作権」があるのです。

「著作権」は「著作権法」という法律で定められています、

侵害すると罰金などの罰則が課せられてしまうかもしれません。

もし罰則がなかったとしても、自分がつくった作品をコピーされたり、勝手に変えられたりするのはいやな気持ちになってしまいます。

そうならないように、「著作権」について正しい知識を身につけ、つくった人の気持ちを考えて行動することです、

みんなが気持ちよく、作品やコンテンツを楽しむことができます。

そして、将来みなさんが家やゲームクリエイターになったら、著作権がみなさんの作品を守ってくれるのです。

この本では、生活のなかで気をつけたいポイントを押さえながら、著作権のことをわかりやすく説明しています。

みんなが気持ちよく楽しめるように、著作権について知ってもらえたらうれしいです。

はじめに 2
おもな登場人物 6

第1章 著作権を学ぼう 7

Prologue プロローグ 8

著作権ってなに? 14

著作物ってどういうもの? 16

著作権がなかったら…… 18

著作者だけができること 20

「使うとき」と「つくるとき」 22

ほかの人の著作物を利用するとき 24

Column 手で書きつつしてもコピーになる? 26

第2章 わたしたちと著作権 27

Episode 1 すごく身近なところにある! 28

インターネットと著作権 32

本とまんがの著作権 34

テレビ番組の著作権 36

第4章 使うときの著作権 75

Episode 5 学校での著作権 76

著作権の例外ルール 80

学校での著作物の使い方 82

Episode 6 調べ学習をしていたら…… 84

引用ってなに? 88

引用できるとき 90

正しい引用のやり方 92

ともだちがつくったものの著作権 94

Column エーフィ A-1がつくったものはだれのもの? 96

第5章 つくるときの著作権 97

Episode 7 自分の作品ができた! 98

つくった人を守る「著作者人格権」 102

著作権をみとめてもらうには? 104

著作物にならないもの 106

つくったものが偶然似ていたら? 108

動画の著作権 38

ゲーム実況の著作権 40

Episode 2 SNSに写真を投稿するときは? 42

写真の著作権 46

SNSに写真を投稿したい! 48

有名人の写真 50

Episode 3 ダンス動画を投稿したい! 52

ダンスの著作権 56

イラストの著作権 58

無断転載はなぜダメなの? 60

Column サルが撮った写真の著作権は? 62

第3章 まちのなかの著作権 63

Episode 4 まちで流れている音楽 64

音楽の著作権 68

暮らして音楽を使いたい 70

絵画や彫刻などの著作権 72

Column お寺や神社は撮影禁止? 74

自由に見える著作物がある? 110

「フリー素材」ってなに? 112

フリー素材の正しい探し方 114

Column 二次創作してもいい範囲は? 116

第6章 著作権法のなかで楽しもう 117

Episode 8 ガイドラインを確認しよう 118

著作権法ってなんだろう? 122

著作権法をもし守らなかったら? 124

著作権法を守るポイント 126

著作物を勝手に使われないようにするには 128

著作権法のなかで楽しむためには 130

Epilogue エピローグ 132

おわりに 138

保護者のかたへ 139

著作権早見表 140

この本の内容や情報は、制作時点(2023年12月)のものであり、今後変更が生じる可能性があります。

第1章

著作権を学ぼう

まずはそもそも著作権とはなにかを知るところから始めましょう。作品をつくった人と、それを利用する人、それぞれのルールが法律で定められています。



おもな登場人物



ユウタ

まんがやアニメが大好きな中学1年生。樂觀的でおざっぱな性格で、学校ではサッカークラブに入っている。



アカリ

ユウタのふたごの姉。絵が好きで、美術クラブに所属している。今は合唱コンクールのポスターを描いている。



マナ

アカリと同じクラスで、元気で明るい性格。ダンススクールに通っていて、おしゃれや流行にもくわしい。



トモヤ

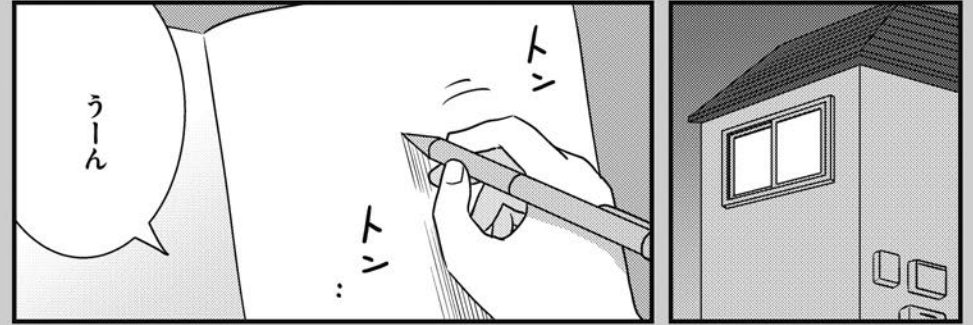
ユウタの親友で、同じクラス。ぶっきらぼうだけど、実はやさしい。サッカーも上手で、放課後はよくユウタと遊んでいる。



リサ

ユウタとアカリの姉。まんが家で、「セブンピース」というバトルマンガを連載中。いつも大事なところで寝てしまう。

プロローグ



著作権ってなに？

作品をつくった人に
与えられる権利のこと

何気なく歌ったオリジナルの鼻歌や、ふと自分のノートやメモ帳にかきとめた文章やラクガキ……これらは全部「著作権」で守られた作品になります。著作権とは、自分がつくった文章や絵、音楽などの表現物をつくった人がもてる権利です。著作権があることで何かをつくった人（著作者）が、そのつくったものの使い方を決められます。

著作者＝作品をつくった人

作品をつくった人のことを「著作者」と呼びます。あなたが授業で何かの絵を描いたとき、その絵の著作権は、描いた人、すなわちあなた自身に与えられます。

著作者について、著作権法では「著作物を創作する者」とされており、特別な資格は必要ありません。

反対に、自分でつくっていない作品の著作者になることはできません。お金をはらってほかの人に作品をつくってもらった場合でも、その作品をつくった人が著作者になります。

「法律」と「権利」って
なんだろう

著作権は、著作権法という法律で決められています。法律は国民が守らないといけないルールのこととで、権利は権利をもっている人が「○○してはダメ」「□□しても良い」といったことを相手に求めることができる力です。つまり、著作権という権利は、自分のつくった作品を「コピーしないで」「インターネットに上げないで」と相手に対して求めることができます。

著作物と著作権

では、著作権とはあらためてどういったものなのでしょう。法律の定義では「思想や感情をもつてつくった表現物（＝著作物）をつくった人だけのものとして守る権利」とされています。たとえば、まんがや写真、動画、ダンスの振り付けなど、幅広いものが著作物であり、著作権に守られたものであるといえます。

ダンスの振り付けも
著作物になるんだね

